

医療情報部門に関する業務手順書 (改訂第2版)

I 目的

治験に係る医療情報部門の業務に関する手順を、治験の実施に必要な手続きについて文書により作成することを目的とする。

II 適用範囲

医療情報部門における治験に係わる業務。

III 業務の手順書

1. 治験依頼者（又は自ら治験を実施する者）に提出する画像フィルム出力
 - (1) 責任（分担）医師がフィルム出力オーダーを行う。
 - (2) プリンターから印刷された画像（データ）出力依頼票に、担当医師が必要事項を記入し、医療情報部に提出する。
 - (3) 医療情報部は作業終了後、責任（分担）医師に連絡しフィルムを渡す。
2. 画像フィルム以外の出力がある場合
 - (1) 事前に十分な打ち合わせを行い、出力を行う。
3. 治験薬セットマスタの配布
 - (1) 臨床試験推進部からの依頼により、指定した日時に使用できるように治験薬セットマスタを配布する。
4. その他
 - (1) 施設調査等の臨床試験推進部からの依頼に対応する。

IV 記録（依頼票など）の書式

医療情報部の書式を使用する。

V 施行日

本手順書は、平成19年4月1日から施行する。

改訂第2版：2010年6月24日